

都市計画事業補助	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行なう都市計画事業の施行に直接必要な経費で、右欄の1及び2に掲げるものから、3に掲げる収入を控除したもの	具等の損料並びに運搬及び修理に要する費用 (6) その他 営繕費又は営繕損料、保険料及び測量試験費 2 事務費 補助工事の施行に直接必要な事務に要する費用で工事費に属さないもの 3 補助金、寄付金、負担金、地方債等を受けるものについては、それらの額を控除した額をもって事業費とすることがある。	経費欄の右欄中の3に掲げる収入を控除するまでの額の10分の2.5相当額以内。 ただし、都市計画道路の新設又は改良事業については、前記の例による10分の4相当額以内
市町村土地区画整理事業補助	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づいて行なう大規模な公共施設の新設等に係る土地区画整理事業の施行に必要な経費で、国庫補助対象事業費相当額から、右欄の3に掲げる収入を控除したもの		経費欄の右欄中の3に掲げる収入を控除するまでの額の9分の1相当額以内

河川課

長野県教育委員会告示第2号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設の名称が次のとおり変更されました。

平成30年4月5日

長野県教育委員会

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

- (1) 名称 KTCおおぞら高等学校 松本キャンパス
- (2) 所在地 松本市中央2-1-24 五幸本町ビル3階

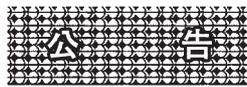
2 名称の変更

変更前	変更後
KTC中央高等学院 松本キャンパス	KTCおおぞら高等学院 松本キャンパス

3 変更年月日

平成30年4月1日

高校教育課



公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定しました。

平成30年4月5日

長野県収用委員会

1 起業者の名称

佐久市

2 事業の種類

佐久都市計画道路事業3・5・20号跡部臼田線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の住所及び氏名

所在	地番	地目		地積等			土地所有者の住所及び氏名
		登記簿上の地目	現況地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	収用しようとする土地の地積等 m ²	
長野県佐久市原字地蔵堂	123番4	宅地	宅地	224.00	218.65	161.73 一筆の土地の一部	長野県佐久市原424番地1 田村 裕司
	123番11	宅地	宅地	124.73	124.63	37.18 一筆の土地の一部	
	123番9	田	宅地	396.00	392.29	258.34 一筆の土地の一部	(登記簿上の住所) 長野県佐久市大字原123番地 (住民票上の住所) 長野県佐久市原123番地 小平 守夫

123番4 又は 123番9	宅地又は 田	宅地	—	11.73	8.25	土地所有者不明 ただし、 長野県佐久市原424番地1 田村 裕司 又は (登記簿上の住所) 長野県佐久市大字原123番地 (住民票上の住所) 長野県佐久市原123番地 小平 守夫
----------------------	-----------	----	---	-------	------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 4 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 5 裁決手続の開始を決定した年月日
平成30年3月27日

地域振興課

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可しました。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部 守一

- 合併後存続し、定款を変更する土地改良区の名称
塩尻市奈良井川土地改良区
- 合併により解散する土地改良区の名称
塩尻市堅石土地改良区
- 認可年月日
平成30年3月29日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
佐久穂都市計画特定用途制限地域
- 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び佐久穂町役場

都市・まちづくり課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年4月5日

長野県諏訪建設事務所長 丸山 義廣

- 落札に係る役務
平成30年度 諏訪湖流域下水道維持管理 豊田終末処理場他包括運転管理業務
- 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

- 名称 長野県諏訪建設事務所
- 所在地 長野県諏訪市上川1丁目1644-10
- 落札者を決定した日
平成30年2月23日
- 落札者の名称及び所在地
 - 名称
(株)ウォーターエージェンシー・日本クリーンアセス(株)
諏訪湖流域下水道管理特定業務共同企業体
 - 所在地
東京都新宿区東五軒町3番25号
- 落札金額
1,896,793,200円
- 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成29年10月26日

生活排水課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年4月5日

長野県大町建設事務所長 清水 孝二

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成29年度 社会資本整備総合交付金（広域連携）工事
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - 名称 長野県大町建設事務所総務課
 - 所在地 大町市大町1058番地2
- 落札者を決定した日
平成30年3月14日
- 落札者の名称及び所在地
 - 名称 戸田・岡谷・鷺澤建設共同企業体
 - 所在地 長野市大字長野大門町529番地1
- 落札金額
2,381,400,000円
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告を行った日
平成29年7月31日

道路建設課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年4月5日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 1 許可番号
平成30年9月6日 長野県佐久建設事務所指令29佐建第62-13号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
佐久市長土呂字道常1272-2、1273-2、2037先水の内、2307先、字一ツ長田1722-2、1722-3、1723-1、1724-2、1724-3、1731-4、1732-3、1723-1先の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐久市猿久保882

J A 佐久浅間株式会社アメック
代表取締役 秋山 秀子

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年4月5日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

- 1 許可番号
平成29年12月22日 長野県指令29都第30-7号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘高出字渋沢1722-2、1722-3、1722-4、1722-5、1722-6
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘高出1722番地
大和 幸子
塩尻市大門桔梗町12番18号 フレグランスセブンA-102号室
大和 昌洋

都市・まちづくり課

正 誤

平成30年3月26日付け長野県教育委員会規則第6号「特別支援学校管理規則の一部を改正する規則」中

ページ	行(箇所)	誤	正
2	右側下から5	第2条の2別表第1の寿台養護学校の学校において行う教育の中に「知的障害者及び」を加える。	別表第1の寿台養護学校の項中「病弱者」を「知的障害者及び病弱者」に改める。

特別支援教育課